

アンケート調査から見た保健主事の現状と課題

——「保健主事に関する意識調査」を元にして——

国 吉 恵 一
藤 原 靖 浩

要 旨

新型コロナウイルスの感染の収束が見えない中、学校現場では新たな健康課題が散見されている。そうした現状の中、筆者らは学校現場における保健主事の実態を調査し、学校保健や学校安全に深く関わる保健主事の職務についての取り組みの促進を目指している。本研究では2020年度から継続的に行っている「保健主事の状況に関する調査」を用いて、学校組織における保健主事の実態調査を試みる。そして、本研究で取り上げる調査は、2020年から継続的に行われてきたものであり、今後の保健主事の職務に関連する取り組みの促進や、研修の方法を考えるための基礎資料とすることを目指す。アンケート調査の結果、保健主事が抱える課題（学校における立ち位置、研修内容に関するもの等）を確認することができたと考えている。

キーワード：保健主事，学校保健，意識調査，学校保健活動，学校安全

1. 問題と目的

新型コロナウイルスの感染拡大に収束が見えず、学校現場は未だに感染拡大防止の対策をとった上での授業や学校行事の実施を余儀なくされている。行動制限が段階的に解除され、少しずつこれまでの日常を取り戻そうと社会全体が努力しているものの、児童生徒を取り巻く環境がコロナ禍以前の状況に戻る目途は立っていない。そうした現状の中、児童生徒を取り巻く健康課題は、多様化している。令和2年に改訂された『保健主事のための実務ハンドブック』では、現代社会における児童生徒の健康課題として「生活習慣の乱れ」「メンタルヘルスに関する課題（いじめ、不登校、児童虐待など）」「アレルギー疾患」「性に関する健康課題」「薬物乱用」「感染症」が挙げられている¹⁾。

文部科学省は『現在の教育に関する主な課題』において、こうした現代的な健康課題への対応では「校内組織体制づくりや学校と地域の医療機関等との連携の推進が必要」²⁾であると述べており、学校全体で健康課題の解決に取り組むことが期待されている。そのような中、学校において健康に関する教育活動を行う組織の中心になることが期待されている存在が「保健主事」である。保健主事は、学校教育法施行規則第45条第4項において「保健主事は、校長の監督を受け、小学校における保健に関する事項の管理に当たる」とされている。また、保健主

事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整、学校保健計画の作成、学校保健に関する組織の活動の推進などの中心となる教職員である。2008年1月の中央教育審議会答申『子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について』では、保健主事の役割について以下のようにまとめられている。

保健主事は、学校保健と学校全体の活動に関する調整や学校保健計画の作成、学校保健に関する組織活動の推進（学校保健委員会の運営）など学校保健に関する事項の管理に当たる職員であり、その果たすべき役割はますます大きくなっている。このことから、保健主事は充て職であるが、学校における保健に関する活動の調整に当たる教員として、すべての教職員が学校保健活動に関心を持ち、それぞれの役割を円滑に遂行できるように指導・助言することが期待できる教員の配置を行うことやその職務に必要な資質の向上が求められている。³⁾

その他にも、保健主事にはマネジメントの能力が求められている。『保健主事のための実務ハンドブック』では、次のように示されている。

「学校保健活動の円滑な推進には、校内組織だけでなく、学校医をはじめPTAなど地域社会や家庭との連携が欠かせません。これからの学校が指導上の課題によりよく対応していくためには、教職員が心理等の専門家や関係機関、地域と連携し、チームとして課題解決に取り組むことや、学級単位、教科単位に陥りがちな学校運営ではなく、学校全体で教育活動をまとめることができるようなマネジメントの体制を整えていくことの必要性が指摘されており、学校保健活動におけるマネジメントの重要性が増しています。」⁴⁾

つまり、保健主事は適切なマネジメントを行うことによって、児童生徒や教職員の健康を保持増進し、心身ともに健康な国民の育成を目指して行うことが求められていることになる。そして、1995年以降、学校教育法施行規則第45条3項⁵⁾の法律の改正によって、指導教諭、教諭以外にも養護教諭が保健主事となることができるようになった。この法律の改正によって、専門職である養護教諭を学校保健活動の中心におくことで、より一層、学校保健活動が促進されることが期待されている。

一方で、保健主事に求められる資質・能力が多様化していることが指摘されている。2014年度に実施された『保健主事に関する状況調査報告書』では、今後の保健主事に期待される資質・能力として、組織形態・組織づくりの理解と方法、組織運営の方法等が挙げられており、ミドルリーダーとしてのリーダーシップの発揮については大きな課題であるとされていた⁶⁾。しかし、こうした状況にあっても2014年度以降は保健主事に関する状況調査は実施されておらず、保健主事の実態すら十分に掴めていない状況である。そこで、本研究では「保健主事の

状況に関する調査」を用いて、学校組織における保健主事の実態調査を試みる。本研究で取り上げる調査は、2020年から継続的に行われてきたものであり、今後の保健主事の職務に関連する取り組みの促進や、研修の方法を考えるための基礎資料とすることを旨とする。

2. 研究方法

(1) 調査方法

本研究で用いる「保健主事の状況に関する調査」は筆者が2002年度の修士論文『保健主事の研修の現状と課題に関する研究』において作成した調査用紙を基本として、保健主事の現状把握に関連した項目を抽出して、作成したものである。

質問紙の内容は、質問1から質問6が勤務校の校種（小学校、中学校、高校、特別支援学校、その他の5項目）、性別、校内の主たる職務（保健体育科教諭、養護教諭、管理職、その他の4項目）、教員としての経験年数、保健主事としての経験年数、主任としての経験年数を尋ねるものである。質問7から質問9は、保健主事の研修会の必要性の有無、研修会の希望形式、研修会のテーマについての内容であった。また、質問10から質問15は、保健主事の職務遂行に対する管理職や他の教職員、学校医、PTA・地域住民からの理解に関する内容であり、質問16、質問17、質問18は保健主事自身の活動のしやすさ、リーダーシップの発揮等に関する内容であった。質問19から質問23は、保健主事としての自己評価であり、最後に学校保健活動の活性化に向けた自由記述を求めた。質問7、質問10から質問23では5件法、質問8と質問9は自由選択、質問24は自由記述による回答の形式をとっている。5件法による回答は「①とてもそう思う、②ややそう思う、③どちらとも言えない、④ややそう思わない、⑤とてもそう思わない」を基本とした。

(2) 調査対象

本調査は、千葉県（2020年度）及び大阪府（2021年度、2022年度）の保健主事会で実施された「保健主事の資質向上のための研修会」の参加者240名を対象にした。千葉県（2020年度）の参加者は78名、大阪府（2021年度）の参加者は80名、大阪府（2022年度）の参加者は82名となっている。なお、質問紙は研修会終了後に配布し、当日回収した。

(3) 倫理的配慮

質問紙の配布は、千葉県及び大阪府の保健主事会の許可を得て行われ、質問紙の内容は事前に会の確認を受けている。また、当日の参加者には口頭で、本調査の目的及び本調査の結果を研究目的以外に使用しないこと、個人の特定は行われないこと等を説明し、同意を得た。

3. 結果

分析はSPSS (ver.27) を用いて行った。質問1から質問3の結果は、次の表に示すとおりである。全体で回答者は240名であり、小学校に勤務している教師は62名、中学校に勤務している教師は13名、高校に勤務している教師は116名、特別支援学校に勤務している教師は49名となっていた。また、男性は103名、女性は136名、答えたくないと回答した人が1名となっていた。保健体育の教師は74名、養護教諭は37名、管理職は5名、その他の教科は124名であった。124名の内、教科を担当していると記載があった者は88名（中学校：5名、高校：60名、特別支援23名）で、数学、理科、技術家庭科等の教科の教師が確認できた。

表1：勤務校，性別，主たる職務，都道府県

勤務校	度数	性別	度数	職務	度数	都道府県	度数
小学校	62	男	103	保健体育科教諭	74	千葉県(2020)	78
中学校	13	女	136	養護教諭	37	大阪府(2021)	80
高校	116	答えたくない	1	管理職	5	大阪府(2022)	82
特別支援学校	49			その他	124		

表2：性別×主たる職務

	保健体育科教諭	養護教諭	管理職	その他
男	51	1	4	47
女	22	36	1	77
答えたくない	1	0	0	0

保健主事を任されている教師は千葉県と大阪府を総合すると、女性の参加者が多いことが分かった。保健体育科の教師から保健主事になる者は男性が多く、養護教諭はほとんどが女性であることもあって、女性の保健主事も多くなっている。

表3：教員の経験年数×保健主事の経験年数

		保健主事経験年数			
		初年	2～5年	6～10年	それ以上
教員経験年数	1～5年	29	7	0	0
	6～15年	38	13	4	0
	16～25年	31	13	1	1
	それ以上	46	48	6	3

本調査では、質問4「教員の経験年数」を1～5年を1、6～15年を2、16～25年を3、それ以上の経験年数を4として整理している。質問5「保健主事の経験年数」についても初年を1、2～5年を2、6～10年を3、それ以上を4に分類した。質問6「保健主事を除いた主任の経験年数」は、初年を1、2～5年を2、6～10年を3、それ以上を4に分類している。この分類を行った理由として、学校現場では初任から5年目が1つの区切りとして認識されていることが挙げられる。また、6年～15年の経験年数は中堅教員として活躍する時期であり、25年の区切り

では管理職の道を選択するか、現場の教員として定年退職を迎えるかの選択を行う時期と考えられるため、このような区分としている。

表3の結果を見ると、経験年数に関わらず、保健主事に任命されていることが分かる。また、1～5年目のいわゆる新任教師でも保健主事に任命されている者が一定数確認できる。保健主事の経験年数は1年から5年以内に集中していることが確認できた。

表4：教員の経験年数×保健主事以外の経験年数

		それ以外の主任経験				それ以上
		未経験	1年	2～5年	6～10年	
教員経験年数	1～5年	23	10	3	0	0
	6～15年	24	16	14	1	0
	16～25年	26	8	7	4	1
	それ以上	14	14	27	32	16

これは教員の経験年数と保健主事以外の経験年数をクロス集計した結果のグラフである。表4の結果を見ると、1年～5年という本来は新任教師として活動する時期にある者も、1年以上の保健主事以外の主任を経験している者が13名確認できた。25年以上の経験を積んだ教師が主任の経験があるのは当然のことでもあるが、他の主任の役職とは異なり、保健主事を長期に渡って担う教員は少なくなっていることが確認できた。

表5：研修会の必要性×希望する研修会の形式

		研修会の形式				演習
		講義	シンポジウム	実践発表	研究協議	
研修会の必要性	とても必要である	43	3	12	4	2
	必要である	87	10	37	8	5
	どちらとも言えない	16	2	6	1	1
	あまり必要ではない	1	0	0	0	0
	まったく必要ではない	1	0	0	0	0

表5は、質問7「保健主事の研修会は必要だと思いますか？」と質問8「今後、保健主事の研修会を行う場合、実施して欲しい形式はどれですか？」のクロス集計の結果である。

研修会の必要性については、26名が「どちらともいえない」、1名が「あまり必要ではない」、1名が「まったく必要ではない」と回答しているものの、必要だと思っている者が多くなっている。また、研修会の形式では、講義や実践発表を希望する意見が多かった。

表6：保健主事の研修で取り上げて欲しいテーマ

職務内容	薬物乱用防止	喫煙・飲酒	性感染症	カウンセリング
140	31	28	33	57
学校安全	健康全般	家庭・地域	マネジメント	その他
75	80	90	65	13

質問9では「今後、保健主事の研修で取り上げて欲しいテーマ」を3つまで選択することに

なっていた。この結果を見ると、多くの保健主事は職務内容、学校安全、健康全般に関する内容、家庭・地域との連携、マネジメントに関心があることが分かった。ここでは具体的な数値を示していないが、大阪ではマネジメントやカウンセリング、家庭・地域との連携に関する研修を希望する者が多くなっていた。その他の内容には、防災、教育相談、障がいに関する内容、ソーシャルワーカーとの連携が挙げられていた。

次の質問10から質問15は、保健主事が職務を遂行するための校内環境が十分に整備されているかどうかを明らかにするための質問である。

表7：保健主事の職務遂行への協力の有無

	管理職	養護教諭	主任	その他	学校三師	PTA
とてもそう思う	67	137	50	35	48	21
ややそう思う	80	59	88	96	86	66
どちらとも言えない	71	21	83	83	85	127
ややそう思わない	12	1	8	11	8	9
とてもそう思わない	6	1	6	7	6	7

表7は、管理職（質問10）、養護教諭（質問11）、教務・生徒指導・総務・学年等の主任（質問12）、その他の教職員（質問13）、学校医・学校歯科医・学校薬剤師（質問14）、PTA・保護者・地域住民（質問15）が、それぞれ保健主事の職務遂行に対して協力的かどうかを度数で示している。

質問10の結果を見ると、協力的な管理職は147件、全体の60%になっていた。「どちらとも言えない」を否定的な意見に捉えると、40%の管理職が非協力的である結果になっている。質問11の結果を見ると、協力的な養護教諭は196件、全体の82%という高い値を示している。残りの18%についても、「どちらとも言えない」または「自分自身が養護教諭であるため当てはまらない」という回答であり、ほとんどの養護教諭は保健主事の職務遂行に協力的であると言える。質問12の結果を見ると、教務・生徒指導・総務・学年等の主任は138件、58%が協力的である。「どちらとも言えない」の回答が83件、35%となっており、非協力的な主任は14件、6%となっている。

質問13の結果を見ると、その他の教師、つまり一般の教師は131件、57%が協力的である。質問14の結果を見ると、学校医・学校歯科医・学校薬剤師、いわゆる学校三師は、134件、58%が保健主事の職務遂行に協力的である。質問15の結果を見ると、PTA・保護者・地域住民は87件、38%が保健主事の職務遂行に協力的である。「どちらとも言えない」の割合も127件、55%となっている。

表8：保健主事の活動状況

	活動のしやすさ	リーダーシップ	児童生徒の意識
とてもそう思う	34	10	15
ややそう思う	97	58	65
どちらとも言えない	72	85	87
ややそう思わない	26	55	54
とてもそう思わない	5	26	14

質問16では「あなたの学校は保健主事として活動しやすい状況にありますか」と尋ねたところ、131件、55%が「活動しやすい状況にある」と回答した。「どちらとも言えない」が72件、30%、「活動しにくい状況にある」が31件、13%となっていた。質問17では「あなたの学校では保健主事が学校保健活動においてリーダーシップを発揮できていると思いますか」と尋ねたところ、68件、29%がリーダーシップを取っているという回答に留まった。

質問18では「児童・生徒自身の学校保健に対する意識は高いと思いますか」を尋ねた。80件、34%は「学校保健への意識が高い」と回答していた。3分の1程度の児童生徒が学校保健への高い意識をもっている反面、3分の2、過半数を超える生徒たちにとって学校保健はそれほど重要なものであるとは認識されていないことが分かった。

ここまでが学校内外において保健主事を取り巻く状況と保健主事の職務遂行に関わる質問内容であった。次に、保健主事を務める教員自身が保健主事としてのあり方をどのように捉えているかを見ていきたい。

表9：保健主事としての自己理解

	努力不足	職務理解の度合い	適正	任期の短さ	不安
とてもそう思う	47	8	7	59	44
ややそう思う	94	94	43	98	90
どちらとも言えない	73	68	118	65	61
ややそう思わない	12	49	47	7	16
とてもそう思わない	7	16	20	5	23

質問19は「自分自身の保健主事としての努力不足を感じていますか」と尋ねている。努力不足を感じている保健主事は、141件、59%となっている。質問20は「あなたは保健主事の職務を自分なりに理解していますか」と尋ねている。102件、43%が「理解している」と回答しているものの、67件、28%が「理解していない」と回答している。質問21は「あなたは保健主事として適任だと思いますか」と尋ねている。これに対して「とてもそう思う」と回答した人数は7件である。「ややそう思う」と回答した者も43件、21%に留まっており、118件、50%は「どちらとも言えない」、67件、28%は「そう思わない」と回答している。

質問22「あなたは保健主事の任命期間が1年間の単年度ごとでは短いと思いますか」という質問では、157件、67%が「短いと思う」と回答している。また、質問23「あなたは、保健主事になってから、職務内容に不安を感じたことがありますか」という質問に対しては、134件、57%が「不安を感じたことがある」と回答している。なお、自由記述については、本研究では省略している。

4. 考察

今回の調査では、千葉県の保健主事を対象とした調査に加えて、大阪府で2年間に渡って取

集したデータを元に分析を行った。分析はほとんどが単純集計やクロス集計となっているが、ここでは調査結果から見えた点について考察を加える。

(1) 経験年数に関わらない保健主事への任命

表3、表4の結果から、教員としての経験年数を問わず、何らかの主任や保健主事といった役職への任命が行われていることが分かる。学校現場では、いわゆる団塊の世代が退職した結果、本来主任を担うはずの中堅層の教師が不足しており、経験を積んでから担うべき主任の役職を若手の教師が受けざるを得ない状況があることが伺える。経験が少ない若手の教師が保健主事になることは、学校現場にとってはリスクにもなり得ることであるが、表9の結果にもあるように約半数の保健主事が自分の努力不足を感じているような状況を見ても、自らの至らなさを自覚し、成長する可能性を秘めているとも考えられる。経験が少ないからこそ、研修等に積極的に参加する、保健主事に関する知識を自ら学ぼうとするといった向上心が生まれるのではないだろうか。

(2) 保健主事の研修のあり方

表6にあるように、保健主事の研修会で求められる内容では、職務内容に関する研修を希望する人が多く見られた。全体で240名が回答している中で、140名が職務内容に関する研修を希望している点から見ても、保健主事の職務内容が多くの教員に十分理解されていない現状が伺える。経験が少ない教師を対象にした研修では、講義形式で知識を蓄え、実践発表や演習等の体験的な研修を行うことが期待されている。現状では、年に1度の研修に留まっているが、経験の不足を補うためには、研修の頻度を増やし、オンライン等の活用も視野に入れた取り組みが必要であろう。保健主事の研修で取り上げて欲しいテーマでは、職務内容以外では、学校安全、健康全般に関すること、家庭・地域との連携に関することを希望している傾向になった。コロナ禍であったことを考えると、健康全般に関することを期待する数が多くなっていることも頷ける。また、昨今、コミュニティ・スクールやチーム学校等、家庭と学校の連携を推進する動きが活発になっている。こうした点から、保健主事がどのように家庭・地域との連携に携わることができるのかを知りたいと考える教師が増えたことが予想される。

(3) 管理職の研修の内容

表7の結果を見ると、保健主事の活動に協力的な管理職は147件、全体の60%になっていた。半数程度の管理職が十分に保健主事に協力できていない状況は、改善されるべきものであると考えられる。管理職は、保健主事以外にも、教務や生徒指導、総務等、他の主任の業務を監督する責任があり、学校全体の管理をしなければならない。管理職が保健主事の活動に十分な理解がなければ、学校保健活動を円滑に遂行することは困難であろう。そのため、管理職の研修

において、保健主事との協力を推進する研修内容を取り入れることが重要であると指摘しておきたい。協力的な養護教諭が全体の80%を超えていることを見ると、学校全体でこの数値を目指していくことを1つの目標として設定していくことも考えられよう。

5. まとめと今後の課題

本研究は、今後の保健主事の職務に関連する取り組みの促進や、研修の方法を考えるための基礎資料とすることを目指していた。新型コロナウイルスの感染拡大と収束が見えない中、各学校において保健主事が果たす役割はより一層大きくなると考えられる。しかしながら、現状の保健主事の在り方には、立場の改善や任命の問題等、色々な課題があることが確認できた。こうした状況を踏まえて、次のような点を今後の課題として示しておきたい。

(1) 実態調査の規模の拡大

本研究では、大阪府と千葉県という2つの都道府県で開催された研修においてデータの収集を行った。これは、国吉・藤原(2021)の研究をさらに進めたものになっている⁷⁾。2つの都道府県では、参加した学校の校種が異なるという部分があり、県同士の比較を行うことができなかった。そのため、小学校、中学校、高校等、それぞれのデータ数を増やしていくことでより保健主事の実態把握を行うことができるだろう。2022年現在、保健主事に関する全国調査は2014年のものに留まっており、新学習指導要領の施行やGIGAスクール構想によるICT機器の活用等、保健主事の業務を踏まえた最新の調査を行うことが期待される。

(2) 若手の主任登用に関する調査

保健主事に関するアンケート調査を通して、保健主事には一定数、若手の教師が登用されていることが分かった。また、保健主事は数年で交代することが多いが、教員不足が騒がれている中で、今後も若手の積極的な登用が行われることが想定される。若手の登用は、校内の活性化につながるという側面もあるが、経験の不足により十分な役割が果たせない可能性も考えられる。

(3) 養護教諭の兼任に関する調査

保健主事を養護教諭が兼任することができるようになって久しいが、養護教諭が兼任することができるようになって以降、具体的な調査は行われていない。そのため、保健主事を養護教諭が兼任できるようになった結果、学校現場に生じた課題等の把握は十分にできていない。また、複数の養護教諭が学校にいる場合、保健主事の役割がどのように果たされているのか等の調査についても検討していきたい。さらに、保健主事の現状をより明確にするため、今後は、養護教諭を兼任する保健主事への聞き取り調査等も行いたい。

注

- 1) 公益財団法人日本学校保健会『保健主事のための実務ハンドブック—令和2年度改訂—』公益財団法人日本学校保健会, 2021年。
- 2) 文部科学省「現代の教育に関する主な課題」(閲覧日:2020年8月4日) https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo7/shiryo/07081503/003.htm
- 3) 中央教育審議会:「子どもの心身の健康を守り,安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(答申),中央教育審議会,2008年。
- 4) 公益財団法人日本学校保健会,2021年,上掲書。
- 5) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第45条3項は,「保健主事は,指導教諭,教諭又は養護教諭をもって,これに充てる」となっている。
- 6) 公益財団法人日本学校保健会『保健主事に関する状況調査報告書』公益財団法人日本学校保健会,2014年。
- 7) 国吉恵一・藤原靖浩「「保健主事に関する意識調査」を通じた保健主事の現状と課題—学校保健活動と教科「保健」との関わりを目指して—」『京都産業大学論集』人文科学系列第54号,pp.315-330,2021年。

Current state and issues facing health coordinators as understood via questionnaire survey:

Based on the “Awareness Survey on School Health Coordinators”

Keiichi KUNIYOSHI

Yasuhiro FUJIWARA

Abstract

With no end in sight to the novel coronavirus (SARS-CoV-2 (COVID-19)) pandemic, new health challenges are being encountered in school settings. Against this backdrop, the authors are currently investigating the actual state of health coordinators working at schools, with the aim of promoting measures regarding the duties of health coordinators closely involved in school health and school safety. The purpose of this study is to investigate the actual status of health coordinators in school organizations using the “Survey on the State of Health Coordinators”, which has been conducted on an ongoing basis since 2020. In addition, the survey discussed in this study, which has been ongoing since 2020, will be used as a basis for promoting future initiatives related to health coordinators’ duties and considering training methods. We believe that the results of the survey have confirmed the challenges faced by health coordinators (e.g., issues related to their position in the school, training content, etc.).

Keywords: Health Care Officials, school health, Consciousness Survey, school health activities, school safety